

議 第 41 号
令和3年（2021年）年5月27日提出

熊本市立学校における医療的ケア運営協議会委員の委嘱について

熊本市立学校における医療的ケア運営協議会委員を次のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

（提出理由）

熊本市立学校における医療的ケア運営協議会の制定に伴う委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第12号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

別添

令和3年度 熊本市立学校における医療的ケア運営協議会委員（案）

区 分	氏 名	役 職
学識経験者	千川 隆	熊本大学大学院教育学研究科教授
医師 (小児科専門医)	小篠 史郎	熊本大学病院 小児在宅医療支援センター 特任講師
医師 (小児科専門医)	松葉佐 正	子ども発達支援センター所長
学校医代表	杉野 茂人	杉野クリニック院長
保護者代表	内田 智雅子	熊本県重症心身障児（者）を守る会代表
県看護協会代表	石原 晃子	看護協会員熊本市民病院小児専門看護師
小学校 校長会代表	馬場 康弘	力合小学校 校長
中学校 校長会代表	香山 悟	桜木中学校 校長

任期

令和3年（2021年）6月1日～令和5年（2023年）5月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市立学校における医療的ケア運営協議会（以下「運営協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 運営協議会は、医療的ケアが必要な幼児、児童及び生徒に関する次に掲げる事項について協議する。

- (1) 安全で安心な学校生活及び学習環境の整備に関すること。
- (2) 医療的ケアの必要性等の審議に関すること。
- (3) 適正な看護師等の配置に関すること。
- (4) 学校における組織的な体制の整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 運営協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師（小児科専門医）
- (3) 小中学校長会代表
- (4) 学校医代表
- (5) 保護者会代表
- (6) 看護師団体代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(会長)

第4条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第6条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(書面審議)

第7条 会長は、緊急の必要性があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、会議に代えることができる。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、教育委員会事務局総合支援課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。